

基 発 1219 第 1 号
平成 25 年 12 月 19 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

働く人が活躍しやすい職場環境の改善の取組に関する要請について

日頃から厚生労働行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、本年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、過重労働や賃金不払残業に係る重点的な監督指導を実施するなど、集中的な取組を行ったところです。

この結果、同月間において重点監督を行った 5,111 事業場のうち、8 割を超える事業場に何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

労働基準関係法令違反をなくし、若者を始めとして、働く人が活躍しやすい環境を整えていくことが、重要であると考えております。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、使用者、労働組合、産業保健スタッフ等の関係者が一体となって、特に下記についての取組が推進されるよう、傘下団体・企業等に対し、周知啓発をしていただきますようお願いいたします。

なお、傘下企業等への周知に当たっては、別途作成したリーフレット等も御活用くださいますよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 長時間労働の抑制
- 2 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- 3 賃金不払残業の防止

基 発 1219 第 1 号
平成 25 年 12 月 26 日

一般社団法人日本経済団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

働く人が活躍しやすい職場環境の改善の取組に関する要請について

日頃から厚生労働行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、本年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、過重労働や賃金不払残業に係る重点的な監督指導を実施するなど、集中的な取組を行ったところです。

この結果、同月間において重点監督を行った 5,111 事業場のうち、8 割を超える事業場に何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

労働基準関係法令違反をなくし、若者を始めとして、働く人が活躍しやすい環境を整えていくことが、重要であると考えております。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、使用者、労働組合、産業保健スタッフ等の関係者が一体となって、特に下記についての取組が推進されるよう、傘下団体・企業等に対し、周知啓発をしていただきますようお願いいたします。

なお、傘下企業等への周知に当たっては、別途作成したリーフレット等も御活用くださいますよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 長時間労働の抑制
- 2 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- 3 賃金不払残業の防止

基 発 1219 第 1 号
平成 25 年 12 月 24 日

日本商工会議所会頭 殿

厚生労働省労働基準局長

働く人が活躍しやすい職場環境の改善の取組に関する要請について

日頃から厚生労働行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、本年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、過重労働や賃金不払残業に係る重点的な監督指導を実施するなど、集中的な取組を行ったところです。

この結果、同月間において重点監督を行った 5,111 事業場のうち、8 割を超える事業場に何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

労働基準関係法令違反をなくし、若者を始めとして、働く人が活躍しやすい環境を整えていくことが、重要であると考えております。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、使用者、労働組合、産業保健スタッフ等の関係者が一体となって、特に下記についての取組が推進されるよう、傘下団体・企業等に対し、周知啓発をしていただきますようお願いいたします。

なお、傘下企業等への周知に当たっては、別途作成したリーフレット等も御活用くださいますよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 長時間労働の抑制
- 2 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- 3 賃金不払残業の防止

基 発 1219 第 1 号
平成 25 年 12 月 19 日

全国中小企業団体中央会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

働く人が活躍しやすい職場環境の改善の取組に関する要請について

日頃から厚生労働行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、本年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、過重労働や賃金不払残業に係る重点的な監督指導を実施するなど、集中的な取組を行ったところです。

この結果、同月間において重点監督を行った 5,111 事業場のうち、8 割を超える事業場に何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

労働基準関係法令違反をなくし、若者を始めとして、働く人が活躍しやすい環境を整えていくことが、重要であると考えております。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、使用者、労働組合、産業保健スタッフ等の関係者が一体となって、特に下記についての取組が推進されるよう、傘下団体・企業等に対し、周知啓発をしていただきますようお願いいたします。

なお、傘下企業等への周知に当たっては、別途作成したリーフレット等も御活用くださいますよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 長時間労働の抑制
- 2 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- 3 賃金不払残業の防止

基 発 1219 第 2 号
平成 25 年 12 月 26 日

日本労働組合総連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

働く人が活躍しやすい職場環境の改善の取組に関する要請について

日頃から厚生労働行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、本年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、過重労働や賃金不払残業に係る重点的な監督指導を実施するなど、集中的な取組を行ったところです。

この結果、同月間において重点監督を行った 5,111 事業場のうち、8 割を超える事業場に何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

労働基準関係法令違反をなくし、若者を始めとして、働く人が活躍しやすい環境を整えていくことが、重要であると考えております。

貴連合会におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、使用者、労働組合、産業保健スタッフ等の関係者が一体となって、特に下記についての取組に御協力いただきますよう、傘下労働組合に対し、周知啓発をしていただきますようお願いいたします。

なお、傘下労働組合への周知に当たっては、別途作成したリーフレット等も御活用くださいますよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 長時間労働の抑制
- 2 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- 3 賃金不払残業の防止